

令和3年10月25日

各 部 室 長 様

財政部長 上 石 明

令和4年度予算編成方針について

国の地方財政に関する考え方については、国の経済財政運営と改革の基本方針2021において、ポストコロナの持続的な成長基盤を作るため、未来を拓く4つの原動力として、「グリーン社会の実現（脱炭素化）」、「官民挙げたデジタル化の加速」、「日本全体を元気にする活力ある地方創り」、「少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現」を掲げ、これらを支える基盤づくりと併せて、重点的に資源分配を行うこととしている。また、総務省の令和4年度概算要求において、地方の歳出水準については、「国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」としているものの、「経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等による地方財政への影響については、予算編成過程で調整する」としており、依然として不透明な状況にあることから、こうした国の財政運営の考え方の把握に努めるとともに、本市に影響のある施策については、迅速・適切に対応していく必要があります。

本市の財政状況は、平成28年度決算から実質単年度収支が5年連続の赤字であり、毎年度財政調整基金からの取崩しにより基金残高が減少している状況にあります。また、経常収支比率も依然として高い比率で推移するなど、非常に硬直した財政構造となっております。

新型コロナウイルス感染症は市民活動や事業活動に大きな影響を及ぼしており、令和4年度予算編成においては、歳入面においては新型コロナウイルス感染症の影響により、市財政の根幹である市税等の歳入動向が予測しにくい状況にあります。また、歳出面においても、新型コロナウイルス感染症対策経費が継続して必要となるほか、高齢化の進展に伴う扶助費の増や老朽化が著しい公共施設の維持補修費及び燃料高騰による維持管理費の増など、さらに厳しい状況が見込まれることから、将来に向けて健全な財政の確立を図る必要があります。

このような財政状況のもと、将来への必要な投資と持続可能な財政運営の両立を図りながら、「第7次小樽市総合計画基本計画」や「ポストコロナ」に向けた各施策を進めるためには、本市の行政課題・財政状況を職員一人一人が深く認識し、全ての事務事業について、その必要性を検証し、コスト意識を持って施策の優先順位を洗い直すとともに、創意工夫と柔軟な発想により積極的な事業の合理化・効率化に取り組む必要があります。

以上のことを踏まえ、次の方針に基づいて予算編成に取り組むこととします。

- ① 令和4年度は、市長の改選期に当たるが、令和4年7月から8月にかけて市長選挙が予定されていることから、基本的には「通年予算」として予算編成を行うため、予算要求については、通年ベースで要求を行うこととする。
- ② 「第7次小樽市総合計画」に掲げる本市の将来都市像である「自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽」の実現を目指すとともに、まちづくり6つのテーマや、「小樽市過疎地域持続的発展市町村計画」などの各計画との整合性に留意し、特に総合計画で最重要課題と位置付けた人口対策も十分意識して、事業の効果が最大限発揮できるよう、創意工夫することとする。
- ③ デジタル化の推進及びICT活用による行政業務の効率化や市民サービスの向上及び職員の働き方改革の推進に向けて、AIやRPAなどの新たなツールを積極的に活用する取組について検討することとする。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、「新たな日常」への適応が求められるなど、社会の仕組みそのものが大きく変わる転換期にある。
本市においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きく影響を受けた地域経済の回復のほか、新しい観光スタイルの構築、地域コミュニティへの支援等、「ポストコロナ」を見据えたまちづくりを着実に推進するための取組について検討することとする。
- ⑤ 各部長はマネジメント能力を発揮し、従来からの慣行や経緯、価値観や手法にとらわれず、事業の必要性・有効性を厳しく検証し、抜本的な見直しを行うこと。
また、新規事業の創設や既存事業の拡充に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して行うことにより、必要な財源を捻出することとする。
- ⑥ 予算は歳入に見合った歳出が基本であることから、財政の健全化に向けて将来の不測の財政需要や年度間の財源調整機能を持つ財政調整基金を確保するために、毎年度の予算編成における財源対策として取り崩している財政調整基金からの繰入金金を圧縮するなど、実質単年度収支の黒字化に向けた歳入確保及び歳出削減を各部において徹底的に行うこととする。

- ⑦ 令和4年度予算要求では、各部においては「別途通知」による予算要求基準枠の範囲内で要求することとする。

なお、4年度においてもコロナ禍により歳入動向が不透明であり、現時点では国の予算編成が地方財政に与える影響の予測が困難であることから、基準枠の範囲内であっても、さらなる査定が必要になるものと考えているので、各々の職員がこの厳しい財政状況を再認識した上で上記各事項に留意し、「別途通知」による提出期限までに適切に提出することとする。